

様式第一号 (一) (第九条、第二十条及び第二十七条関係)

【記入例】

(第1面)

送付封筒宛名シール
下段の番号を記入

事業所番号 R07-12345

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

令和 8年 6月 10日

東京都知事 殿

・本社所在地を記入
・印は不要

届出者

住所 東京都千代田区丸の内〇—〇—〇

氏名 東京〇〇工業(株) 代表取締役 東京 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

※押印は
不要です

電話番号 〇〇〇-×××-□□□□

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項(法第15条及び第19条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和7年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

特別管理産業廃棄物管理責任者には資格要件があります。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	東京〇〇工業(株)新宿工場														
保管事業場の所在地	〒160-0023 新宿区西新宿2-8-1										電話番号 03-5388-3573				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	〇〇部▽▽課 新宿 三郎										電話番号		03-5388-3573		
来年度以降の書類送付先	〒 住所										電話番号				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

(令和7年度に新たに保管した廃棄物を含め、令和8年3月31日時点で保管していた廃棄物を全て記入)												保管の状況			分析により微量PCBと判明している場合は、濃度を記入	
番号	廃棄物の種類	定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	処分予定年月	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)	濃度区分	容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れのおそれ	調整状況	
2-003	変圧器 (トランス)	75 kVA	三菱電機 (株)	SF-T	S57.1	73Q	R7.9	1 台	295.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし	調整中	2.6mg/kg
5-001	コンデンサー	50 kVA	日本コン デンサ工 業(株)	NEF- 65050R	S50.1			1 台	31.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし	未定	濃度不明 R7.5

「番号」の欄には、それぞれの先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(令和7年度の保管状況を届け出る場合の例:7-001)を付ける。
なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入。

6-001	コンデンサー	4 μ F	マルコン 電子 (株)	MP. 80MWK 405K	S63.2		R8.6	55 個	8.7 kg	低濃度	ペール缶 13 ℓ 入	困い 有、掲 示有	分別	なし	契約済み	みなし 低濃度
3-004	遮断器	7.2 kVA	(株)愛知 電機工作 所	DH- 121EM-5F	S49.5			1 台	110.0 kg	低濃度	なし	困い 有、掲 示有	分別	なし	未定	15mg/kg
4-008	その他 PCB を 含む油						R8.8	3 缶	618.0 kg	低濃度	ドラム缶 200 ℓ 入り	困い 有、掲 示有	分別	なし	調整中	3.6mg/kg
4-009	ウエス							1 箱	16.0 kg	低濃度	プラスチック 容器 40 ℓ 入り	困い 有、掲 示有	分別	なし	未定	濃度不明 R7.8
3-010	塗膜						R8.7	6 缶	366.0 kg	低濃度	ドラム缶 200 ℓ 入り	困い 有、掲 示有	分別	なし	契約済み	1.6mg/kg

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
6-001	コンデンサー (3kg未満)	4μF	マルコン 電子(株)	MP-80MKW- 405K	S63.2		55個	8.7kg	低濃度	R7.5.15	他の事業場から移動	みなし 低濃度

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
2-011	コンデンサー (3kg以上)	100kVA	東京芝 浦電気 (株)	BRTR- A6J2R	S58.1		1台	30.0kg	低濃度	R7.12.20	他の事業場に 移動	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇 〇〇県〇〇市〇〇	21mg/kg

「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
3-003	開閉器	100VA	(株)戸 上電機 製作所	ST-A	S48.7		1台	43.0kg	低濃度			R7.6.10	〇〇株式 会社	R7.7.25	25mg/kg

返却されたマニフェストのE票、D票、又はB2票のいずれかの写しを添付

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	東京〇〇工業(株)新宿工場										
所在事業場の所在地	〒160-0023 新宿区西新宿2-8-1						電話番号 03-5388-3573				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	〇〇部▽▽課 〇〇 〇〇						電話番号	03-5388-3573			
所在の場所	事業場の所在地と同じ										

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の詳細							量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
6-013	変圧器(トランス)	150 kVA	三菱電機(株)	RA-T	S55.1	1300	R9.1	未定	1台	525.0 kg	低濃度	濃度不明 R7.7

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等						量		台場所	所有開始理由	参考事項
		等	等	等	等	等	等	容器の数	重量×台数			
	該当なし											

令和8年3月31日時点で使用していたPCB含有使用機器を全て記入してください。

東京都では、PCB適正管理指導要綱でPCB含有機器について使用状況の報告を求めており、安定器、コンデンサー及び変圧器類のPCB含有機器等の使用製品を記入

分析により微量PCBと判明している場合は、濃度を記入

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

移動可能な車載トランス等が対象

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
 - 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。

(第5面)

17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB 濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。